

旅費規程

宮川下流漁業協同組合

宮川下流漁業協同組合役員等の旅費に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、組合業務のため旅行する役員等に対し支給する旅費に関し、諸般の基準を定め適正な支出を図ることを目的とする。

(鉄道費)

第2条 鉄道賃の額は、次の各号に規定する旅客運賃（以下この条において「運賃」という。）、特急料金及び座席指定料金による。

- (1) その乗車に要する運賃
- (2) 座席指定料金を徴収する客車を運行する路線による旅行の場合には座席指定料金

(船賃及び航空賃)

第3条 船賃及び航空賃の額は、現に支払った旅客運賃による。

(車賃)

第4条 車賃の額は、別表第1による。

- 2 車賃は、全路程を通算して計算する。
- 3 前項の規定により通算した路程に1キロメートル未満の端数を生じたときはこれを切り捨てる。

(日当)

第5条 日当の額は、別表第1の定額による。ただし組合員資格審査委員長の日当については第4項に定める額とする。

- 2 鉄道、水路又は陸路にわたる旅行については、それぞれの路程を加算した合計距離をもって、前項の規定を適用する。
- 3 職員が線路及び陸路片道100キロメートルを超える場合は、役員の別表第1に定めた額の2分の1とし、線路及び陸路片道60キロメートルの場合は支給しない。
- 4 組合員資格審査委員長の日当の額は委員会1回あたり12,000円とする。

(宿泊料)

第6条 宿泊料の額は、別表第1の定額による。

- 2 宿泊料は、宿泊した場合に限り、支給する。

(その他)

第7条 旅行中、有料道路及び有料駐車場を利用した場合は、実費を支給する。

附則

- 1 この規程は平成15年1月1日より施行する。
- 2 宮川下流漁業協同組合旅費規程(平成6年)は、廃止する。

別表第1 (第4条から第5条関係)

区分	車賃		日当	宿泊料(1夜につき)	
	自家用車 (1km当たり)	バス又は タクシー		県内	県外
役員	30円	実費	8,000円	11,700円	13,100円
職員	30円	実費	-	11,700円	13,100円